

写

30東監発第38号  
平成30年12月3日

東村山市長 渡部 尚 様  
東村山市議会議長 伊藤 真一 様

東村山市監査委員 赤木 盛一  
東村山市監査委員 飯田 武夫  
東村山市監査委員 熊木 敏己

### 指定管理者監査の結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査について、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり報告します。

指摘事項については、措置を講じたうえ再発防止のため、定期的な打ち合わせ等において周知し、事務統一を行うよう願います。また、措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知願います。

# 指定管理者監査結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査

## 第2 監査の対象

公の施設	東村山市 市民ステーション サンパルネ
指定管理者	東京ドームグループ
担当所管課	健康福祉部健康増進課
監査の範囲	平成29年度及び平成30年4月1日から8月31日までに執行された公の施設の管理、会計処理等に関する事務

## 第3 監査の着眼点契約件名の誤り

監査にあたっては、主に次の事項が適正に行われているかどうかを観点として実施した。

### 「指定管理者」

- (1) 指定管理が関係法令の定めるところにより適正に管理されているか
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか
- (3) 施設の運営に係る収支会計経理は適正に行われているか
- (4) 施設の運営に係る出納関係帳簿の整備、保存は適切にされているか
- (5) 利用促進のための努力はなされているか

### 「担当所管課」

- (1) 指定管理者制度を導入した目的、趣旨は達成されているか
- (2) 指定管理者の指定及び管理に関する協定等の締結は関係法令等に基づき行われているか
- (3) 利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか、その承認手続きは適正に行われているか
- (4) 業務履行確認は事業報告書により適切に行われているか
- (5) 指定管理者に対する指導監督は適切になされているか

## 第4 監査の主な実施内容

監査対象の指定管理者及び担当所管課から関係資料、証拠書類の提出を求めるとともに書面及び実査を行い、必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

期間：平成30年9月3日から平成30年11月22日まで

実施内容	実施場所	日 程
実 査	対象施設	平成30年10月 5日
説明聴取	監 査 室	平成30年11月12日
講 評	監 査 室	平成30年11月22日

## 第6 監査の結果

指定管理者の概要及び監査の結果の個別的事項は次のとおりである。

### 1. 公の施設及び指定管理者の名称

公の施設の名称	指定管理者の名称
東村山市 市民ステーション サンパルネ	東京ドームグループ

### 2. 指定及び目的

東村山市市民ステーションサンパルネの管理運営に関して、指定管理者の業務遂行能力を活用しつつ、地域住民に対する健康増進、文化交流サービスの効果及び効率を向上させ、もって地域福祉の一層の増進を図ることを目的とする。

### 3. 指定期間

平成21年10月1日から平成26年9月30日までの5年間

平成26年10月1日から平成31年9月30日までの5年間

### 4. 選定方法

公募による指定管理候補者の選定

### 5. 指定管理料等

単位：円

	平成29年度	平成30年度
指定管理料	45,081,000	45,081,000

## 6. 指定管理業務

### (1) 施設の維持管理に関する業務

- ・保守管理
- ・備品管理
- ・修繕業務
- ・保安警備業務
- ・環境衛生管理業務

### (2) 事業等の運営に関する業務

- ・健康増進事業
- ・運動実践指導事業
- ・市民交流事業
- ・リラクゼーション事業
- ・自主事業
- ・その他の事業

### (3) 施設の使用承認等に関する業務

- ・施設の使用の受付等に関する業務
- ・受付業務
- ・施設貸出し業務

### (4) 管理運営に関する業務

- ・組織及び人員配置
- ・研修等の実施
- ・事業計画書等の作成
- ・事業報告書等の作成
- ・事業評価（モニタリング）
- ・関係機関との連携等
- ・指定期間終了後の引継ぎ業務
- ・その他

## 7. 収支の状況（平成29年度）

（単位：円）

収入決算額	支出決算額	収支差額
114,504,775	116,579,219	-2,074,444

## 8. 利用状況（平成29年度）

コンベンションホール		利用枠数（枠）	732
		利用者数（人）	60,923
会議室		利用枠数（枠）	1,329
		利用者数（人）	14,610
印刷室		印刷枚数	170,994
健康増進施設	マシジム	利用者数（人）	62,115
	スタジオ	利用者数（人）	64,247
	メディカルチェック	利用者数（人）	542
カフェラウンジ		チケット枚数	76,121
ボディケア		利用者数（人）	2,513
マッサージチェア		利用者数（人）	13,532
市民ギャラリー		利用日数	276
フリーマーケットBOX		利用枠	103
託児室		利用枠数（人）	369
プレイルーム		利用枠数（人）	1,136

## 9. 指摘・要望事項

### （1）指摘事項

基本協定第20条で規定されている「本業務に関する情報公開規程等」が提出されていませんでした。協定締結後1年以内に作成することと規定していますので、早急に市に提出するよう指導されたい。

### （2）意見・要望事項

- 1) 担当所管課は、指定管理者より提出された関係書類に基づき指定管理に関わる収支状況等の内容を十分に把握・分析され、2年続けて支出が収入を上回る状況を、指定管理者と協議しながら改善されるよう努められたい。
- 2) 担当所管課及び指定管理者は、当該施設の管理運営にあたり今後も市民運営協議会や利用者アンケート調査、モニタリング等から出された意見等をできる限り反映させ、指定管理者制度の趣旨に則した適切な事業運営を進め、誰もが利用しやすい施設として、利用者数の増加と市民満足度の向上を図られるよう努められたい。